

立川市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月19日

提出者 立川市長 酒井大史

理由

介護保険法（平成9年法律第123号）第146条の規定による。

立川市介護保険条例の一部を改正する条例

立川市介護保険条例（平成12年立川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(保険料)</p> <p>第8条 ……略……</p> <p>2 保険料率は、<u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u>においては、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>32,423円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>40,585円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>45,259円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>61,508円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>74,196円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>89,035円</u></p> <p>ア ……略……</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、<u>第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>96,454円</u></p> <p>ア ……略……</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号</p>	<p>(保険料)</p> <p>第8条 ……略……</p> <p>2 保険料率は、<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>においては、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>33,164円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>42,336円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>46,570円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>58,565円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>70,560円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>81,144円</u></p> <p>ア ……略……</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ <u>又は第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>90,317円</u></p> <p>ア ……略……</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号</p>

の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 111,294円

ア ……略……

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 126,133円

ア 合計所得金額が4,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 140,972円

ア 合計所得金額が5,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに

の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 105,840円

ア ……略……

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 114,308円

ア 合計所得金額が4,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 132,653円

ア 合計所得金額が6,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 155,811円

ア 合計所得金額が6,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 170,650円

ア 合計所得金額が7,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 178,070円

ア 合計所得金額が10,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 191,648円

ア 合計所得金額が15,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

(11) 次のいずれかに該当する者 152,410円

ア 合計所得金額が8,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 162,288円

ア 合計所得金額が10,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 172,872円

ア 合計所得金額が20,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。））、次号イ又は第16号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 206,339円

ア 合計所得金額が20,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(16) 次のいずれかに該当する者 222,588円

ア 合計所得金額が30,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。））に該当する者を除く。）

(17) 前各号のいずれにも該当しない者 241,062円

3 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の定めにかかわらず、19,810円とする。

4 前項の規定は、第2項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「19,810円」とあるのは、「25,746円」と読み替えるものとする。

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 183,456円

3 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の定めにかかわらず、19,052円とする。

4 前項の規定は、第2項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「19,052円」とあるのは、「24,696円」と読み替えるものとする。

5 第3項の規定は、第2項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第3項中「19,810円」とあるのは、「44,888円」と読み替えるものとする。

6及び7 ……略……

(賦課期日後に第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第13条 ……略……

2 ……略……

3 賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号イに掲げる老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第13号までに掲げる者として月割により算定した保険料の額との合算額とする。

4 ……略……

#### 附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の立川市介護保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

5 第3項の規定は、第2項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第3項中「19,052円」とあるのは、「43,042円」と読み替えるものとする。

6及び7 ……略……

(賦課期日後に第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第13条 ……略……

2 ……略……

3 賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号イに掲げる老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までに掲げる者として月割により算定した保険料の額との合算額とする。

4 ……略……